

農山漁村経済更生計画書に見られる 生活改善指導と民俗的慣行

—昭和八年度茨城県更生指定町村38の事例から—

和田 健

1. はじめに

本稿では、農山漁村経済更生運動（以下「経済更生運動」と略す）初期の指定町村が作成した更生計画書から「生活改善」に関わる記載事項の中で、旧習といわれるものに対しての指針が示されたその様相を、まず明らかにすることを目的としたい。すでに筆者は経済更生運動初年度の計画書における生活改善事項の諸相について報告する機会を持ったが〔和田 2008 75-90 頁〕、それにつづく作業として本稿を位置づけたく考えている。

経済更生運動は、初期 5 ヶ年を経て戦時国家体制と大きく連結した存在となり、質的な変容を遂げるが、本稿では、そこまで展開するところまでの作業とはいえない。しかしながら、その質的な変容を遂げる前段階を考察する足がかりとして、1937（昭和12）年の日中戦争前をひとつの区切りと考え、経済更生運動第1期 5 ヶ年1932（昭和7）年～1936（昭和11）年における様相を明らかにすることを目的としたい。そこで『昭和八年度 茨城県農山漁村経済更生模範実行町村計画書』（茨城県経済部。以下『昭和8年度茨城県指定町村計画書』と略す）に記載された38の更生指定町村を更生計画書に記載された生活改善事項を対象に考察を試みることにする。それにより「ムラのための更生計画」が「国家の施策につながるムラの更生計画」へと変容していく前段階を考察していく足がかりを作りたいと考えている。

2. 昭和8年度経済更生計画指定町村の位置づけ

(1) 経済更生運動の概要

まず簡単ではあるが、経済更生運動についてその概要を整理しておきたい。経済更生運動は1932（昭和7）年～1943（昭和18）年の12年間行われたものであり、農林省が所管し行われた事業である。のちに農林省の外郭団体である農村更生協会が主体となり運動がすすめられる。しかし昭和18年に農林省経済更生部が廃止され、皇国農村建設運動へ合同し、この運動は終了する。

このように政府の施策によりはじまりそして終了する経済更生運動であることから、公的施策として位置づけることはできる。しかし各町村単位の地主層や農業指導者、農会、産業組合関係者により経済更生委員会が組織され、町村の実情に合わせた計画が当事者たちにより立てられたことを考えると、町村のための運動と位置づける側面も併せ持つといえる。「ムラのための施策」が、県、国の指導を受ける系統化された仕組みの中で行われた国民運動であると位置づけることもできる。

本稿で対象とする第1期5ヶ年は、時局匡救事業（昭和7年～9年：景気対策を目的とする公共事業）の開始年度と重なり、世界恐慌以後長くつづく不況に対して、疲弊した農村を経済的に活性化させる国家施策の中で位置づけることができる。当初5ヶ年計画を策定した農林省の計画案では、この期間に6,800町村の指定を目標にしている。当時全国の約1万2,000町村のうち約60パーセントを指定町村にしようと考えていたようである。当初は、この5年の間に多くの指定町村に自力更生計画案を立てさせ、それに基づいて模範的な運営をさせ、そしてその実例を蓄積し全国に拡げていく流れを作ろうとしたことが伺える。しかしながら5ヶ年の計画ののち1937（昭和12）年にはじまる日中戦争開始後は「政府の目標」と連動させていく町村の経済更生計画に、そして戦争遂行の為の経済更生計画へ組み込まれていくものとかかわっていくのである⁽¹⁾。

(2) 経済更生計画書について

経済更生計画書について簡単に整理をしておきたい。これは更生指定町村が、それぞれの町村の実情に合わせた形で作成されたものである。本稿で対象とする昭和8年度の更生計画書は統一して「一、本村の概況」「二、経済更生計画」の大項目の中に記載されている。「一、本村の概況」では、いわゆる地勢的特徴、産業的特徴が書かれているものであるが、「二、経済更生計画」については各町村の書き方はそれぞれである。具体的な数量目標を書き記しているものもあれば、いわゆるスローガンの呼びかけレベルのものまでさまざまである。指定町村は、それぞれの町村経済更生委員会を組織し、そこで原案を策定し県経済更生委員会の指導を経て計画書が完成される。

この時期における経済更生運動のスローガンは「自力更生」である。国家的な予算の裏付けは弱いが、自らが持つ資源の点検を行い、その資源でできる経済活性化を求めるものである。そのため、まず「いかに無駄を省くか」という節約に関わる行動が、大きな検討材料となってくるのは自明である。政府としては、納税完遂のため可能なかぎり各指定町村が経済力を上げてほしいことから、各町村の産業組合組織化をすすめ、そこから融資を受けることが可能な農家経営を整えたいと考えている。そのため各家々は、無駄な出費を管理し計画的な収支を心がけるために家計簿をつけ財政状況を精査し、日常生活および冠婚葬祭における無駄を省くことを考えることになる。本稿で扱う生活改善に関わる記載事項は、無駄を省き、効率的な農家経営をめざすことを目的としているのである。

さて、本稿で取り扱う『昭和8年度茨城県指定町村計画書』について説明したい。この計画書は、38ある指定町村それぞれが作成した更生計画書を取りまとめたものである（文章末【表1】参照）。内訳は農村が33、山村が2、漁村が3である。農村は県内各郡2～3町村指定されている。昭和7年度が経済更生運動初年度であるが、開始が9月であり、茨城県が指定町村を選定したのが11月である。実行期間としては十分な時間がある状況でないことから、ある程度成果のあがる見込みのある町村を指定する意図を持って、茨城県は初年度の指定町村を選んだようである。そこで、昭和6、7年度に茨城県が農事集団指導地として指定し指導中の村を中心に各郡1

～2の行政村を急遽指定している[和田 2008 77頁]。昭和8年度は更生運動2年目であるが、実質初年度に近い年度と位置づけられ、指定町村を増やしていく一歩を踏み出した年度ともいえるのである⁽²⁾。

3. 経済更生計画書に見られる生活改善事項とその特徴

(1) 全体的特徴

経済更生計画書に記載されている生活改善事項について、その特徴を記したい。生活改善に関わる項目は、先述した「二、経済更生計画」の中に中項目で示されている場合は文字通り「生活改善」(那珂郡瓜連村)「生活改善に関する事項」(那珂郡野口村)「生活改善計画」(筑波郡豊村)などと書かれ、その中に詳細な目標、指針が書かれている。また生活改善というキーワードを中項目には立てないで記載されているところもあり、たとえば「社交儀礼の改善」(久慈郡山田村)「農家経営の改善」(真壁郡伊賛村)「私経済の改善」(真壁郡下妻町)といった中項目の中に、生活改善に関わる小項目を立てて指針を示しているところもあり、書式は多様である。また指定町村になる以前に、生活改善に関わる規約を作っているところは更生計画書末に「生活改善実行組合実行細目」(稲敷郡朝日村)「御大典記念組合村必行規約」(行方郡武田村)を付して、より詳細に生活改善指針を記しているところもある。

生活改善事項に関わる大きな目的は、日常の生活や種々の儀礼にかかる経費を節減することである。「冗費を省き奢侈に流されざる様」(鹿島郡軽野村)にするためにはどうするか。そのために「冠婚葬祭のあり方」や「入退営のあり方」そしてそれぞれの「冗費につながる旧習の廃止」を中心に計画書に方針が記載されている。もっとも、節約に関わる生活改善事項のほか「自家醤油の製造」(筑波郡島名村など)や「草履の製造について講師を招聘し技術を習得する」(多賀郡櫛形村)など、消費面での節約をすすめる指針を示しているところもある。

そしてそれぞれの生活改善を実行していく上で重要視しているのが、「時間の励行」と「労働のあり方」である。この2つは、ほぼすべての更生計画書で指摘されている。時間の確守を求めることは、会合時間が定時に行わ

れることを奨励し、全員が集合するまでに生じる無駄な時間を省くことにつながる。このことは拙稿〔和田 2009 226-227頁〕でもふれたが、各自の生産能力を効率化することや、時分感覚を意識しその観念を定着させることにより、更生計画をめぐって実行組合内で増えていく会合が、より迅速に行われることを目標としていると推測できる。

また「労働のあり方」では、無駄な手伝いに出向かないことや、近隣同士で賃金が生じない形で労働交換する指針を出している。より効率的な労働のあり方と無駄な出費につながらない労働のあり方が示されているのである。

(2) 冠婚葬祭に関わる指針

さて冠婚葬祭を行う際の心がけを更生計画書の中でどのように示されているのか。儀礼ごとにその指針について考察したい。

基本的には「冠婚葬祭は人生の大礼なれば、厳粛に試行すべきはもちろんなれ共近時甚だ浮華に流れ農村疲弊の一因は儀礼費に在りと迄言われつつある現況に鑑み大に冗費と奢侈とを排除し先事項を実行ふること。」(猿島郡勝鹿村)とあるように、分不相応な無駄遣いをしないことを根本の考えとして、種々の指針が示されている。

そして無駄な手伝いに出ることや出席者の人手を極力増やさないようにすることも、共通しているところである。実質的な手伝いを行わず、何となくその場にいる人に対して、当家が返礼するために使う無駄な負担を極力抑えることが、まずは節約の実質的な対策といえよう。実質的な手伝いは、組合内を中心に無償の労働交換関係を心がけるように示されたものといえる。その点に留意して各儀礼における指針を整理してみる。

① 出産、帯解きなど子どもの成長に関わる儀礼

出産から帯解きなど子どもの成長に関わるお祝いは、成長の段階にそって頻繁に行う機会を持つ。そこでお祝いをするべき対象の子どもに言及している町村が多く、たとえば「子どもの祝いは長男長女に限ること」(西茨城郡西山内村など)や「諸祝に関しては総領のみに止め質素に」(新治郡九重村)のように、長子(長男長女)のみあるいは長男のみに対してのみ行うべきと

しているものが多い。

また、「紋付き、裾模様などを可及的廃止することとし金員を以て贈呈しこれを教育資金と為すこと」(東茨城郡石塚町)「(前略) 其他破魔弓、羽子板等の贈答は之を全廃し金銭を以て充当し返礼を廃止し貯金をする事(後略)」(鹿島郡沼崎村)とあるように、教育費にあてるために贈答品は廃止し金銭を送り、当家はそれを教育費にあてるよう指針を出している。

もっとも「出生、七五三、節句等の祝時の贈答祝宴の廃止」(真壁郡下妻町)のように、子どもの成長儀礼に対して完全な廃止を唱える指定町村もあるが、おそらくスローガン以上の実効性はなかったのではないかと私見であると思われる。

むしろ、子どもの成長儀礼において贈答慣行は廃止にはしないが、「羽子板、破魔弓、雛、幟、等の贈答は長男長女に限り金五十銭以内を以て之に換」(多賀郡櫛形村)のように、金額を限定し踏み込んだ指針を示しているところもある。このように成長儀礼に関わるお祝いは、極力冗費を省く指針で述べられているが、特に破魔弓、幟などの贈答に関わる慣行については、櫛形村の他に「その贈受は近親者に限ること」(那珂郡野口村)のように贈答をやりとりする対象を限定しているなど、より具体的なあり方を指針に盛り込んでいる町村もある。

総じて、質素であることそして贈答は近親者のみのできるならば金銭で、そして対象は長子のみといった限定の中で、成長に関わる生活習俗への指針が計画書に示されていると捉えることができるのである。

②婚姻に関する儀礼

婚礼に関わる儀礼においては、披露宴および婚礼品などの調度品で華美にならないことや、出席者は近親者のみに限定すること、そして真に働かざる者は披露宴への手伝いに参加しないことが述べられていることが、全体的な特徴である。

ただし婚礼品に関しては、たとえ町村あげて「質素にする」という呼びかけをしても、嫁方、婿方双方にとって「節約」することに迷いが生じるものと推察できる。ある程度の調度品を持たせて嫁入りをさせたいとする嫁方当

家にとって、多少の経済的負担をおっても準備したいと考えることは想像できるが、そこには場合によっては無理が生じることもあったかと思われる。また当家に対する周囲の目線もあり、婚礼に関わる儀礼では、出費をおさえることを前提にすすめるににくいものといえる。

そのなかで「箆笥、長持各一棹を限度とし、それを越える場合は一棹ごとに金二〇円を村の基本財産に寄付する」（西茨城郡北那珂村）のように、婚礼品の制限を具体的に記した例がある。全体的な婚礼品の限度を具体的に示し、それを越える場合は村に相応の寄付をするよう求めたものである。この記述は、それでも出費する当家はあるかと思われるが、諸費用を抑える名目もたつことから、出費の抑制を検討する当家にとっては、一定の効果があったのではないかと思われる。

また「新郎新婦の婚礼の式服（結納の衣服）は村費を以て調製すること。式服は村紋章入れとなし使用料を徴収し貸与すること。新郎新婦に要する衣服は多額の費用を要しこれが調達の為婚期を失する事あるもの有り」（多賀郡橿形村）とあるように、婚礼服を村費で賄う例もある。当家は奢侈に流されず、また使用料は村の歳入となり得るものであり、一步踏み込んだ指針である。

また披露宴に関わる時間、回数の制限も述べられている町村もあり「日中に行い夜の場合は必ず11時限り」（稲敷郡古渡村）とし日を跨ぐことなく1日で終わらせることや「三つ目祝を廃すること」（北相馬郡山王村）のように3日目の祝いを行うような複数回の披露宴を控える指針も節約もつながっているものであろうかと思われる。

総じて婚姻に関わる儀礼は、基本的には一度きりであることが前提であるので、当家は節約に関わる考えを持ちにくい。そのため婚礼服は代々受け継がれることは可能性としてはあっても、頻繁に着ることを前提としていない。また婚礼品も華美になればなるほど経済的負担が大きいものといえる。その特徴を捉えたうえで、北那珂村、橿形村では、村費の歳入と関わらせる形で出費の制限をかける指針を出した、と推測できるのである。

③葬儀に関する儀礼

葬儀に関する儀礼でも、経費節約のためどうするべきかについて、さまざまな方策が書かれてある。まず本膳（酒食）を出す対象を制限することになっている計画書は多い。近親者以外の村内会葬者には本膳を出さないことや近親者以外ならば村外の遠方から来た会葬者には出すなど具体的な対象が記されている。そして実行組合単位で膳碗や葬具の共有を奨励している。また本膳を食するのは極力近親者のみとするため、葬儀の手伝いをする人たちは実質手伝う人のみが参加すべきで、働かないものは手伝いに来るべきでないこともふれられている。また香典返しの廃止にふれている町村が大半である。

本膳を供する対象については「近親者又は遠来の客またはやむを得ざる人の他饗応を受けざること」（鹿島郡軽野村など）や村内の親戚以外の者は受けるべきではないとしているところがすべてである。また本膳をよばれたことに対して「返膳等の習慣は絶対にこれを廃止すること」（西茨城郡東那珂村）など本膳に関わる返礼も禁じている。

これに関連するが、引き物や香典返しのような返礼の慣習も廃止することを記している町村がほとんどである。このことから葬儀に関わる手伝い、本膳そして香典返しなどの種々の返礼はできるだけ省くことで、無駄な出費を抑えるように進めていると捉えられる。

葬儀に関しては、めぐりめぐっていずれ自家も近隣の家々にお世話になることから、その都度返礼するのではなく、自らが当家になったときに手伝わってもらうという発想をもとに示された指針であろう。つまり、長い時間的間隔のなかで、おたがい手伝いあうことで、お礼のやりとりが行われるものであるという観点からきているものと思われる。したがって、無駄なやりとりを近隣では形式的であってもしないようにする指針が示されているものといえる。その意味では、無駄な手伝いに出る生活習俗も改めて、当家にとって無理のない葬儀の運営ができるように求めたものであろう。たとえば「葬儀は相互の義務なれば必要に応じ手伝い人を制限し献身的に努め可及的多数を要せざる様注意すること（俗に鍋掛けすと云う習慣を廃すこと）」（東茨城郡石塚町）とあるように、実質的な労働の相互交換をめざし、旧習にとらわれないあり方を求めているといえる⁽³⁾。

忌中払いなど酒に対する制約にふれているところも多い。たとえば「いかなる葬儀においても五升以内に止め」（真壁郡川西村）「忌中払いの酒は如何なる葬儀に於いても五升以内に止め（後略）」（新治郡園部村）のように、分量を制限しているところもあるが、分量を示さずとも節酒を心がけるよう記している町村が多い。また「酒類の饗応及香典返しの際は廃すこと」（鹿島郡軽野村）や「葬式に酒、赤飯、餅等を（但し六道を除く）馳走するの習慣は絶対に廃止すること（後略）」（北相馬郡高須村）のように、酒を出すことを廃止することまで踏み込んでいる計画書も見かける。どれだけの実効性があったかは定かではないが、いずれにしても酒類の制限もしくは廃止は、節約を意識して多くの町村が計画書でふれている。

膳枕や葬儀に関する共有に関しては、各指定町村で温度差があるようである。たとえば「葬具はその字またはその組合において設備し共同使用すること、使用したときは別に定むる使用料を貯蓄すること」（筑波郡田井村）とあるように、共同使用による収益を字や組単位で貯蓄資金に回すよう指摘しているところもある。また「葬具および式服のごとき形式的ものは凡て村営たること」（筑波郡豊村）のように、行政村そのものが管理にあたる旨が書かれているものもある。また「葬具費に対し百円以下には県費より半額の補助有り」（西茨城郡西山内村など）とあるように、できる限り葬具にかかる諸費用を抑制する指針が県の施策と連動して更生計画書に記されていると考えられる。

葬具の節約に関わる指針で、櫛形村の更生計画書は、葬儀の改善に関しても具体的な費用節約効果を示しており、踏み込んだ記述である。その中で葬儀に使う棺を、新調する際の費用を抑えることにふれている。「葬儀用棺は各部落毎に適當の人員を一組とし新調使用料を徴収（一回一円五十銭最低）すること 但し新調の幾分を補助す」とあり、おそらく組内自前で新調し葬式を出す当家が使用する場合、同じ組内に徴収料を支払う仕組みかと思われる。それまでは棺を調製するために「少なくとも一人十五円の費用を要す」と記されていることから、当家が出す出費としては大きかったものかと思われる。これに基づいて計画書では経済効果を記しており、その指針をまとめると、村で毎年五十件の死亡数から1件あたり15円の節約が行われるとし

て村全体で750円の節約改善があるというところまでふれている。

またこのほかに、冗費につながる「葬儀における撒き金、放鳥は絶対に廃す」（稲敷郡朝日村）といった具体的な習俗に言及している計画書もある。

総じて葬儀に関わる儀礼は、そこに住まう限りいずれ自分たちも近隣に手伝ってもらふものであるとする観点から、長期の中での労働交換である一つまりいずれ自分たちがしてもらったことを近隣の家々が葬儀を出すときに手伝うことでその返礼をすることになる—という観点で記していると考えられ、無駄な物品や金品のやりとりを控える指針が示されているといえる。また葬儀など多額の経費につながるものへの具体的な対策を示しているところもある。ただし葬具の組合などでの共有がどれくらい進んだかは定かではない。葬具費に関しては県から10円以内の出費に対して半額の補助を出す記載があることから、全県的に膳枕、葬具の共有化進展の途上ではなかったかと、筆者は推測している。またこれらの葬儀の節約指針が出されたとしても指定町村の人々にとって、それが拘束力のあるものであったかどうかは、定かではない。各町村での詳細な調査と合わせて考察する必要があることはいうまでもない。

(3) 入退営に関わる儀礼

入退営に関わる指定町村内での行動については、すべての更生計画書でふれられている。ひとつには入隊する家族がいる当家に対する経済的負担を避けるための種々の指針、そしてもうひとつは、退役したときの土産物を廃止することについてふれている。たとえば「入営軍人、除隊兵送迎に際しては近親以外は旗幟の類を送らず」（久慈郡袋田村）とあるように、入営時の贈答に関わる行為は、近親の家同士で行うべきで、広い範囲で旗幟類を贈ることを禁じているところがすべてである。これは退役したときにそれらを贈ってくれた家に対して、土産物を当人そして当家が負担しなければならないという慣習に、一定の制限をかけたものと捉えられる。また「送別の宴会を廃し其の会費を兵士に送ること、家族慰問として労力の手伝いをなすこと、除隊兵の土産物は絶対に廃止すること」（稲敷郡古渡村）のように、入営時の出費を出征者への餞別で渡すことに踏み込みながら、さらに退役時の土産物

返礼を廃止するよう指針を出している。

また「(前略)村より軍服を送るにより各個人よりは錢別を廃止すること(後略)」(東茨城郡岩船村)のように、入営に関わる軍服を作る当家の負担を軽減するために村費で賄うことを記している例もある。このことは、錢別が入営者を出す当家の費用として多少なりとも役目を果たしていたことが伺えるが、公費の活用により村内の贈答交換慣行にかかる費用拡大をある程度抑えようとしたことが読み取れる。

また「入隊、除隊兵の送迎に関しては各区共部落二名宛代表し神前に於て安全祈祷及報告祭を行い其の他のものは村境迄送迎し万歳を唱ふること」(久慈郡山田村)のように、入退営に関わる儀式を当家で行わず、町村内で送迎の指針を示すことで、冗費を避けようとするねらいも見られる。

38町村の中で那珂郡瓜連村は、入退営に関わる原則について、旧来より明確な方針を持ち実践しており、このことをひきつづき遵守することを改めて記している。「本村は守勢又は入営者に対しては同年度壮丁にして補充又は不合格の者より錢別を抛出しこれを入営者に均分して鎮守前に於て村長より贈呈し神酒を供え厳肅なる挙式を行う慣例にして約二十有余年の美風なり除隊兵の土産物廃止は現分会長以来断行せる所にしてこの美風は永遠に実行を期す」とあり、入退営者の送迎は、当家の問題としてではなく村全体で行う方針として実践されていたことを伺えるものといえる。

これらの記述から、入退営の送迎慣行に関わる当家の負担を減らし冗費を避けるために、入退営に関わる村内の贈答慣行にある程度の目安を示すことを目的としたことが読み取れる。

(4) 冗費につながる旧習の廃止と新たな習慣の提案

冠婚葬祭や入退営以外で、冗費につながる旧習を廃止するための指針は、各町村の実情に合わせた形で記され、多様である。

たとえば久慈郡久慈町では「弊風打破の実行」という小項目の中で「同心棒の廃止、日常生活に於ける浪費を省き若は剰余労力の利用、衛生思想、涵養其他漁町に於て特に認めらるる弊風の打破」が記されている。同心棒は、大漁時に網元に黙って下で働いている者が漁獲物の一部を隠して、そののち

横流しをして、利益を得るものである。このことも含めて総合して旧来より漁業町における慣行に大きく手を入れていくべきとする指針を示している。

また祝い事に対する、興業なども控えるように記したものとして「向こう五年の営利目的の興業はしない」（新治郡牛渡村）や「謡い初めに際し飲酒することを禁止する」（東茨城銀岩船村）「三河万歳は断る」（行方郡武田村）なども冗費につながると考えて指摘されているものである。また酒食に関しても「尺立て飯、七五三杯の禁止」（北相馬郡高須村）のように、過分と考えた習俗に関しては具体的に禁止の指針を出しているところもある。

節約に関しては、多賀郡櫛形村が「文無しデー」という1日50銭の節約をする日を設けることを提案している。「一戸月一回に五十銭の文無しデーの節約を行うときは一ヶ年六円となり六百二十戸と見て三千七百二十円」とあり、実際はスローガン的なものにとどまった可能性もあるが、各家に目標数値を示した具体的な指針ともいえよう。

4. まとめ—更生計画書から見える生活改善指針—

以上、冠婚葬祭や入退営そして各々の旧習に関わる生活改善指針について、当時の時代状況の中で考察を試みた。各々の項目についてその都度考察を試みたので、ここでは昭和8年度の更生計画書から見られる生活改善指針の全体的特徴を述べてまとめとしたい。

まず節約のために如何なる方法があるかを考える「自力更生」のあり方が示されているのが、生活改善に関わる指針である。そして日常の生活習慣（計画書の中では「旧習」「弊風」などの表記）を改める目的で定めた生活改善指針は、実行組合あるいは字など近隣の家々を単位として、その遵守を求めていることが各更生計画書から読み取れる。

ただし必ずしも強い縛りを感じず、個々の生活改善指針に対してはスローガン以上のものはなかった町村も多々あるのではと推測できるが、少なくともこのときに字、組合など何かしらムラ単位で系統だった生活習俗（いわゆる民俗的慣行）が整えられていく契機であったことは読み取れる。

また初年度（昭和7年度）と本稿で対象とした昭和8年度を合わせて経

済更生運動初期の更生計画書は、いわゆる農業経営に関わる基礎的な具体的な方策を持っている指定町村とそれを必ずしも持っていない指定町村で内容の実効性に違いがあるのでは、と推察できる。生産をあげていくための具体的な方策は「生活改善」に関する指針よりも「農業経営」に関わる中項目に記載される。そのなかで、たとえば農産物の品種を整え栽培することを示し、家計簿を農会指定のものを使うよう奨励した新治郡牛渡村は、具体的な収益向上の数的目標を示している。また村内の傾斜地にある未開墾を1戸あたり田6反歩、畑5反歩を目途に開墾をすすめることを奨励する西茨城郡北那珂村なども、具体的な収益向上の指針を出している。ほかにも数的目標を示した更生計画書を作成した指定町村もあるが、その一方で必ずしもそこまでは踏み込まず、スローガンにとどまっている指定町村も見受けられる。このような収益向上の指針を具体的に出している指定町村は、自ずと生活改善指針も数的目標を定めたりして具体的であることが多い。また経済更生計画を立てる前に生活改善同盟会などで「生活改善規約」を作成している指定町村の生活改善指針は、記述が微細に渡っている。

そのような多少のばらつきがあるものの、本稿で対象とした昭和8年度指定町村更生計画書は、いわゆる模範的な町村の事例を蓄積していく端緒と位置づけられるものである。

さて昭和8年は1933年であり、満州事変ののち次第に国家統制下に各町村も入っていく前段階と位置づけられる。農村の経済的疲弊、食糧不足、満州国建国そして満州移民施策……その脈絡の中で経済更生運動は始まっている。しかし日中戦争以後の1930年代後半から40年代の前段階として経済更生運動に関わった各指定町村は、いかに戦時体制下に組み込まれる形の更生計画書を策定していったのか。本稿で対象とした昭和8年度以降の第1期及びそしてそののちの更生指定町村の具体的なあり方を比較検討していくこともまた重要な課題と考えるところである。このことは今後の課題として検討を進めていきたい。

(参考文献)

- 丹野清秋1988「農山漁村経済更生運動ノート」(『茨城県史研究』3号 茨城の近代を考える会編・発行) 27-43頁
- 金原左門1992「3 昭和恐慌の波紋 農山漁村経済更生運動」(金原左門、佐久間好雄、桜庭宏『茨城県の百年』山川出版社) 208-214頁
- 柳田国男1937『葬送習俗語彙』岩波書店(本稿では国書刊行会1975年復刊から引用した)
- 和田健2008「農山漁村経済更生運動初年度における生活改善事項と民俗的慣行との関わり―昭和7年度茨城県指定村の事例より―」(茨城県立歴史館編・発行『茨城県史研究』第92号) 75-90頁
- 和田健2009「明文化・系統化される民俗―農山漁村経済更生運動初期における生活習俗の創造―」(小池淳一編『歴博フォーラム 民俗学的想像力』せりか書房) 211-237頁
- (本研究は科学研究費補助金(基盤研究C「農山漁村経済更生計画書に見る生活習俗の指針とその実態に関する民俗学的研究」課題番号22520815)の助成を受けた成果の一部である。また第62回日本民俗学会年会において研究報告を行った内容に基づいて報告するものである。)

[註]

- (1) 経済更生運動の時期的特徴については丹野清秋が4期に分けて整理されている[丹野 1988 27-43頁]。以下筆者の要約により整理すると以下のような特徴を見ることができる。まず第1、第2の段階は「村の更生計画」を作る流れの中で位置づけられている。第1の段階は、1932(昭和7)～1936(昭和11)年頃とし、自力更生をスローガンに自らの資源に合わせて計画を立てさせるものであり、裏返せば、財政的裏付けは少ないものである。まずは農村組織の再編成、産業組合の結成と拡充といえる。第2の段階は1936(昭和11)～日中戦争開始1937(昭和12)年7月7日までとし、経済更生指定町村の中から特別助成する村を指定し、助成額を増やす。財政の裏付けを明確にし、精神運動から経済的補助の意味合いがより強くなるとする。次の第3、第4の段階は「政府の目標と連動した更生計画」と位置づけている。第3の

段階は、日中戦争開始後～太平洋戦争開始前1941（昭和16年）までとしている。しかしこの段階で農村における労働力不足は進み、生産資材の不足した状況が進むことになる。政府は、農山漁村経済更生中央委員会の廃止とともに、農林計画委員会を発足し戦時国家体制が強化される流れとなる。第4の段階では、太平洋戦争突入～皇国農村建設運動に合同する1943年までとし、運動の目標が明らかに政府の目標（戦争の完遂、大東亜共栄圏の建設）と完全に連動させるため、農林省経済更生部の廃止に伴い、皇国農村建設運動への展開とするものである。丹野の整理は経済更正運動の質的変容に留意したものであり、特に第1、第2の段階とする「村の更生計画」については本稿では第1期と筆者は括ったが、丹野の時期的な整理とほぼ重なるものと考えて展開していきたい。

- (2) 金原左門は、茨城県の更生指定町村の数的目標とその結果について以下のように整理している。数的目標は、昭和7年～昭和11年の5ヶ年で190町村の指定を予定していたが、実際は昭和7年～13年の7ヶ年で176町村の指定にとどまっている。7ヶ年で5ヶ年計画の目標を下回っていることになる。またこの段階での県内行政町村の指定率は46.2パーセントであり、全国の指定町村率平均は67.7パーセントなので、数的に見ると必ずしも高いとはいえないことになる〔金原 1992 208-214頁〕。
- (3) 『葬送習俗語彙』のなかで「鍋留」という語彙が収録されている。これは「肥前五島では、葬儀の日に部落全部が残らず出勤して万端の準備をする故に他家は鍋留になる」〔柳田 1937 47頁〕とある。鍋掛けという語彙の使用を旧石塚町において確認をすることが必要であるが、おそらく人手を多数出すことによって当家外の家は全く鍋を使うことがないことから来ている点では共通していることかと推測される。また『葬送習俗語彙』で鍋留については、清穢の火を混ぜぬ用心からくるとする推測をたてているが、本稿にある鍋掛けについては、この推測をあてはめるかどうかの判断は留保しておきたい。

【表1】昭和8年度茨城県農山漁村経済更生計画書各指定村の記載構成と生活改善事項

指定町村 郡名 町村名	(現市町村名)	「生活改善」に関する記載事項	「二、経済更生計画」で示された書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
東茨城郡	上大野村	「上大野村更生計画実行案」の中に立てられた種別に「生活改善」があり、「計画要項」に「虚礼廃止、生活の簡易化」が記される。そして「実行方法」に「へ、入退営欲送迎改善」「二、冠婚葬祭費の節減」「三、時間励行」「四、公休日の統一」と記す。「実行目標」では「節約見積五〇〇〇円」と記す。	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二では「三大要綱」と記して「(一)勤労愛校精神作興」「(二)農業経営の合理化」「(三)生活改善」の中項目を立てる。しかしその中項目とは別に、「上大野村更生計画実行案」と題した表にまとめて「種別」「調査状況」「計画要項」「実行方法」「実行目標」を記す。	実行案を表にまとめて示す。簡略な記述で目標金額も明示化されているが、「生活改善」については具体的な実行方法を記載していない。
	石塚町	「五、生活改善に関する事項」の中で以下の7つの小項目を立てる。「(一)冠・婚」「(二)出産に関しては産着の調度は質素に、紋付き裾模様などは廃止し、金員をもって贈呈し教育資金とすること(要約)」「(三)葬儀」「(四)仏事法要」「(五)兵士入退営送迎」「(六)贈答の改善」「(七)時間の励行」。	一、本町の概況、二、経済更生計画の2本立て。二では6つの中項目を立てる。「一、実行機関」「二、農業経営の改善」「三、共同購入販売」「四、商業方面改善事項」「五、生活改善に関する事項」「五(ママ)、農村教育に関する事項」。	(三)葬儀に関する記載はこと細かであり、5つの指針を記している。「1、隣保共助の義をもって会葬は質素に行う」「2、死亡者があるときは生活改善実行組合長に報告すること」「3、組合長葬儀一切の協議に参与し隣保組合員とともに一切の責に任ずる」「4、葬具は組合または檀家中にて共同使用すること」「5、手伝いは相互の義務で、必要に応じ手伝い人を制限し多数を要せざるように注意すること。鍋掛という習慣は廃すること」
西茨城郡	北那珂村	「経済更生実行計画書」にある「四、生活改善」の中で6つの小項目を立てる。「(一)時間の励行」「(二)社交儀礼の改善」「(三)貯金の奨励」「四家計簿を設け1年の収支を明らかにする(要約)」「(五)祝祭日は国旗掲揚し休業して祝意を表すこと(要約)」「(六)諸寄付は村長または区長の許可証を有する者に限り物買い押し売りなど一切謝絶すること」	一、本村の概況、二、経済更生計画(5カ年計画)の2本立て。二では「5カ年計画」と「経済更生実行計画書」の2つに分けられて記載。まず最初に「5カ年計画」と記して現況から5年間の目標数値が書き込まれた7項目を表にして出している。7項目は「(一)土地の利用」「(二)主要農産物」「(三)畜産物」「(四)養蚕」「(五)生産物販売並経営用品購入」「(六)自給自足の拡充」「(七)生活改善」。このあと「経済更生実行計画書」と題して9つの中項目を記す。「一、農業経営の改善」「二、副業の奨励」「三、販売購買の統制」「四、生活の改善」「五、各種団体の連絡活動促進」「六、納税組合の奨励」「七、農村教育」「八、青年団活動」「九、産業組合の復活」。	「四、生活改善」にある「(二)社交儀礼の改善」は指針が具体的。たとえば婚礼に際しては簪笄、長持各一棹を限度とし、それを越える場合は一棹ごとに金一〇円を村の基本財産に寄付することと記す。
	西山内村	「四、社交の改善」の中で「(一)時間励行」「(二)公休日統一」「(三)冠婚葬祭等の節約」の3つの小項目。	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二では「一、農業知識の涵養」「二、農業経営の改良」「三、副業の奨励」「四、社交の改善」「四(ママ)、貯蓄心の涵養」の5つの中項目。	「四、社交の改善」にある「(三)冠婚葬祭等の節約」では12の指針を細かく記載。特に「2、子どもの祝い事は長男長女に限ること」「10、葬儀に要する葬具費に対し百円以下には県費より半額の補助有り」「12、他家より縁付きたる者の親の葬儀に際し組合のものが参列する習慣あるもこれは絶対に廃すること」と踏み込んだ指針を記している。

農山漁村経済更生計画書に見られる生活改善指導と民俗的慣行

指定町村 郡名町村名		(現市町村名)	「生活改善」に関する記載事項	「二、経済更生計画」で示された書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
那珂郡	東那珂村	桜川市	「四、農家経済改善に関する事項」の中に以下の4つの小項目。「(一)生活改善事項」「(二)家計簿使用奨励」「(三)貯金励行」「(四)負債整理組合設置」。「(一)生活改善事項」のなかに6つの指針を記載。「一、衣食に関する事項」「二、冠婚に関する事項」「三、婚儀に関する事項」「四、葬儀に関する事項」「五、入宮除隊兵に関する事項」「六、正時励行に関する事項」	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二では冒頭に中項目を簡条書きにした後に、「更生計画実行案」「経済更生計画実行による利益計算」を分けて各中項目ごとに目標数値や指針を整理して記す。中項目は「二、精神作興に関する事項」「二、産業組合の利用並活動促進に関する事項」「三、農業経営改善に関する事項」「四、農家経済改善に関する事項」	「四、農家経済改善に関する事項」にある「(一)生活改善事項」の文末に「生活改善事項に於いては昭和5年より改善実施する協定なるも未だ其実施不徹底なるを以て右の事項を徹底的に実施せしめんとす」とある。従前の協定を改めて計画書に盛り込んだ内容。
	瓜連村	那珂市	「八、生活改善」のなかで5つの小項目。「(一)冠婚葬祭改善」「(二)入退宮の歓送迎に関する改善」「(三)勤儉貯蓄奨励」「(四)小学校教員服装改善」「(五)自家用米麦精白の奨励」	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二では「一、自給肥料増産」「二、養蚕の奨励」「三、煙草耕作の改良」「四、副業の奨励」「自家用醬油醸造奨励」「六、農産物販売統制と肥料その他共同購買奨励」「七、商工会の設立」「八、生活改善」の8つの中項目。	「八、生活改善」にある「(四)入退宮の歓送迎に関する改善」は他の町村にはない記述。「本村は守勢又は入宮者に対しては同年度壮丁にして補充又は不合格の者より賤別を脱出これを入宮者に均分して鎮守前に於て村長より贈呈し神酒を供え厳肅なる挙式を行う慣例にして約二十有余年の美風なり除隊兵の土産物廃止は現分会会長以来断行せる所にしてこの美風は永遠に実行を期す」と記される。
	野口村	常陸大宮市	「四、農村社会状態に改善」において「本村の居住する者」の書き出しで、6つの指針を示す。要約すると「(一)村民の発展は勤労と協調一家の富は一村の富、(二)質素に、身分不相応な服装をしない(三)男女老若貴賤問わず体力に応じ勤勉の習慣を養う(四)納税は毎期日通りに完納する(五)県道、里道道路橋梁を愛護すること(六)風俗を乱す者は委員と諮って訓化に勤め反省を促すこととある。また「五、生活改善に関する事項」では「(一)冠婚」「(二)葬祭」「(三)兵士に送迎に関する事項」「(四)家庭経済その他の雑件」「(五)貯金組合奨励」の5つを記す。	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二で6つの中項目。「一、農業教育の実際化」「二、農業経営改善」「三、産業組合事業の発達促進」「四、農村社会状態の改善」「五、生活改善に関する事項」「六、負債整理」。	全体的に村民の生活姿勢に対する指針が細かく示されている。「五、生活改善に関する事項」における「(一)冠婚」で、「手伝いは、隣保、扶助必要以外多数手伝いせざることただし希望により協定することあるべし」とあり、必要以上の手伝いで華美にならないよう求めている。
久慈郡	山田村	常陸太田市	「三、社会方面」の中に6つの小項目を立てる。「(一)敬神崇祖」「(二)国旗掲揚」「(三)諸税完納」「(四)時間励行」「(五)社交儀礼の改善」「(六)勤儉貯蓄」。	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二の中で、「計画の実行方法」と「計画事項」の2つの分ける。「計画事項」の中で3つの中項目を立てる。「一、生産方面」「二、経済方面」「三、社会方面」。	簡条書きの計画書、数量目標なし。計画書としては本筋が見えやすい。「三、社会方面」中の「(五)社交儀礼の改善」では7つの指針を示す。要約すると、「年始回礼を全廢し、神社拜殿講堂で一斉に新年の会合を行う」「(一)冠婚葬祭、初祝いなどできるだけ節約し、村内の者への引き出物は全廢」「(二)香典、祝儀は最小限に」「(三)葬儀は実行委員の協議に基づき費用は定め、酒などは最小限に」「(四)冠婚葬祭の手伝いはできる限り縮小する」「(五)入隊、除隊の送迎に関しては部落2名のみ神前にて安全祈禱の祭礼を行い、あとの者は村境で万歳三唱をする」「(六)病氣見舞いに対する返礼一切全廢する」とあり、節約に関する細かい指針が明記されている。

指定町村 郡 名 町村名	(現市町村 村名)	「生活改善」関する記載事項	「二、経済更生計画」で示され た書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴	
	袋田村	大子町	「(四)社会方面と生活改善に関する事項」の中で、8つの小項目。要約すると、「イ、時間の尊重、励行」「ロ、納税期限各種、貯金奨励」「ハ、入営除隊兵送迎に関しては近親以外は旗幟の類送らず」「ニ、在営、在艦兵家族に対しては手伝いをする。その際一切の賄いを受けず相互扶助、愛国心を涵養し、地方美風の振興をはかる」「ホ、(記載なし)」「ヘ、冠婚」「ト、葬祭」「チ、年始回礼」「リ、出産、節句祝いその他雑件」	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二の中で7つの中項目。「(一)土地利用の研究と改良拡張」「(二)勤労奨励」「(三)労力節約」「(四)副業の奨励」「(五)社会方面と生活改善に関する事項」「(六)教育に関する事項」「(七)農家組合の設立」	農家組合および農家実行組合による実行計画指導の系統化が明示されている。
多賀郡	櫛形村	日立市	中項目「二、生活改善部」のなかに6つの小項目「(一)時間の励行を期すること」「(二)婚札改善を期すること」「(三)葬儀改善の件」「(四)諸祝の贈答を改善すること」「(五)手伝いを改善すること」「(六)組内組織改善を促すこと」	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二のなかで「一、生産経済部」「二、生活改善部」「三、教化部」の3つの中項目を立てる。	「二、生活改善部」の項最後に「附 注意事項」「生活改善による節約費」が期されており、節約の具体的効果試算が記されている。このなかで「文無しデー」の表記が興味深い。また婚札服を村費で賄う理由、組内で行う手伝いの無償での交換関係、葬儀の運営方法等の具体的節約効果が記されている。
鹿島郡	軽野村	神栖市	「六、私交儀礼の改善」において「冗費を省き奢侈に流れざる様更生委員より範を示し全村に徹底せしむる」と記した2行程度の文章を記載。報告書末の「生活改善に関する細目」の中で「一、婚儀に関する事項」「二、葬儀に関する事項」「三、祭礼に関する事項」「四、冠儀に関する事項」「五、贈答に関する事項」「六、兵士の送迎に関する事項」「七、家庭経済に関する事項」「八、貯蓄奨励に関する事項」を記す。	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二の中で9つの中項目「一、農耕地の拡張および土地利用の合理化」「二、農耕地の集団及指導地の設置」「三、自給肥料の奨励」「四、副業の奨励」「五、産業組合の活動促進」「六、私交儀礼の改善」「七、農村教育の充実」「八、時間の励行」「九、漁業施設」。報告書末に「生活改善に関する細目」を詳しく記す。	生活改善事項については、計画書本文で細かく記さず、報告書末に細かい指針を出している構成。その中で葬儀に関しては、手伝いで老人、子どもは遠慮することという内容をわざわざ指針で出しているところは興味深い。
	沼崎村	東茨城郡茨城町	「三、生活改善」の中で5つの小項目。「(イ)時間励行」「(ロ)社交儀礼の改善」「(ハ)予算生活の普及と家庭会議部落会議の実施」「(ニ)貯金の奨励」「(ヘ)農村公休日の統一」	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二の中で5つの中項目「一、生産増殖」「二、自給肥料の増産」「三、生活改善」「四、販売購買の統制」「五、精神作興」	「五、精神の作興」において、青年学校、小学校、農民道場などの教育機関の役割を詳細に記している報告書である。沼崎村では生活改善に関わる指針は、精神の作興の中に項目を立てて詳細に記されている。
行方郡	麻生村	行方市	「五、生活改善」の中で6つの小項目。「(一)冠婚葬祭に関する事項」「(二)贈答に関する事項」「(三)衣食住に関する事項」「(四)徴兵検査兵士の送迎等に関する事項」「(五)時間励行」「(六)会合、宴会に関する事項」	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二の中で5つの中項目「一、自力更生精神の喚起」「二、農業経営の改善」「三、漁業経営改善」「四、一般事項」「五、生活改善」	葬儀に関するさまざまな取り決めが「五、生活改善」の中で細かく書かれている。香典や手伝いに関する取り決めなど。その他指針は具体的に記載されている。
	武田村	行方市	「(六)農家経済の改善」のなかで「イ、生活用品の自給」「ロ、農家収入の平均化」「ハ、予算生活の実行」の3つの小項目。「(六)生活改善の励行」にて「御大典記念組合村必行規約」を遵守することを指示。	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二の中で9つの中項目「(一)耕地の拡張と改良」「(二)耕地の集合、労力の節約」「(三)労力利用の合理化」「(四)施肥の改良と自給肥料の増産」「(五)副業の奨励」「(六)農家経済の改善」「(七)負債整理と金融の改善」「(八)農業倉庫の利用」「(九)生活改善の励行」報告書末に「御大典記念組合村必行規約」を掲載	末尾に1928(昭和3)年に定めた「御大典記念組合村必行規約」が掲載。細かく生活改善の指針が記される。葬儀での香典類の貼り紙の禁止や、近隣の手伝いが大規模にならないことなど、細かく日常生活の出費に関わる改善項目が書かれている。三河万歳は断るよう書くなど徹底している。

農山漁村経済更生計画書に見られる生活改善指導と民俗的慣行

指定町村 郡 名 町村名	(現市町村名)	「生活改善」に関する記載事項	「二、経済更生計画」で示された書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
稲敷郡	朝日村	阿見町（一部土浦市に編入） 「第三部 生活改善に関する施設」において3つの小項目。「一、精神作興に関する事項」「二、人事相談部の設置」「三、生活改善実行組合の活動」とあり、末尾に「生活改善実行組合実行細目」が記されている。実行細目は11の項目にわたり記される。「一、時間励行に関する事項」「二、婚儀に関する事項」「三、葬儀に関する事項」「四、祭儀に関する事項」「五、冠儀に関する事項」「六、贈答に関する事項」「七、衣食住に関する事項」「八、兵士の送迎に関する事項」「九、家庭経済に関する事項」「十、貯金奨励に関する事項」「十一、宴会に関する事項」	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二の中で3つの中項目を部立てで記載。「第一部 農村金融の改善に関する施設」「第二部 農業経営に関する施設」「第三部 生活改善に関する施設」	全体の構成は部立てで示されており、個性的な計画書。末尾に「生活改善実行組合実行細目」が掲載。時間の励行、冠婚葬祭、衣食住に関する指針を出している。あまり経済に関する数量的目標設定はされていない。葬儀における撒き金、放鳥の習慣をやめると記載。
	古渡村	稲敷市 「第四部 生活改善」において、4つの小項目「(一)時間励行」「(二)冠婚儀に関する改善」「(三)葬儀に関する改善」「(四)兵士の送迎に関する改善」	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二の中で5部立ての中項目。「第一部 精神的方面」「第二部 本業方面」「第三部 副業方面」「第四部 生活改善」「第五部 一般事項」	たとえば婚姻に関する指針に「日中に行い夜の場合は必ず11時限り」とあり、また葬儀に関しては「造花の贈答はなさざるこゝと働き衆、念仏衆への金品贈受はなさざること」という具体的な指針を示している。
	阿見村	阿見町 「三、生活改善に関する事項」の中に5つの小項目。「(一)自給自足経済の確立」「(二)冠婚葬祭の改善」「(三)社会的儀礼の慣行の改善」「(四)時間の励行（※4項目の守るべきことを列挙する：筆者註）」「(五)貯金の励行」	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二の中で4つの中項目。「一、更生計画実行機関組織に関する件」「二、農業経営上に関する件」「三、生活改善に関する事項」「四、負債整理」	村内各部落ごとに冠婚、葬祭、出兵、除隊、出産、節句、帯解き、その他雑件に関わる生活改善に関わる規約が作られている（ただしその規約に関しては本計画書には添付されず）。
新治郡	牛渡村	かすみ市 「五、農家経済の改善」において、まず6つの小項目「イ、生活用品の自給」「ロ、貯金の励行」「ハ、家計簿記帳の励行」「ニ、寄付餞別」「ホ、時間の励行」「ヘ、生活の改善」。「ヘ、生活の改善」の中で12の指針。要約すると、「1、結婚式服は本村指定品を用いて質素に」「2、結婚披露式は簡略に招待客は近親者にとどめ、手伝いは働きうる者のみ出てくること」「3、出産、節句、紐解きの場合は近親者に限り質素に」「4、壮丁検査、出征の際は訓練服を着用する」「5、入隊官の送迎は鎮守前においておこない当家で行わない、除隊土産は廃止する」「6、年末年始虚礼廃止」「7、葬儀の香典返しは廃止、近親者以外の会葬者への食膳は行わない」「8、忌中払いの酒はできる限り節酒」「9、葬儀は各葬儀組合単位に共有使用すること」「10、向こう5年は営利目的の興業はしない。もしする場合は土地家屋の貸与は区内の協議を経ること」「11、鎮守祭礼などではできる限り節約のこと」「12、病氣全快後の床上げ祝いはい行わない」	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二の中で5つの中項目を立てる。「一、精神作興」「二、産業組合の拡充計画」「三、農業経営の改善」「四、生産物の販売及農業経営用品の配給統制」「五、農家経済の改善」	農産物の品種を具体的に整えるよう示していたり、家計簿を農家が作成したものを配布するなど他の指定村と違い経営計画が具体的。農業経営の指針も農家経営の生活改善事項も詳細に記されている計画書。

指定町村 郡 名 町村名	(現市町村名)	「生活改善」に関する記載事項	「二、経済更生計画」で示された書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
九重村	つくば市	「五、生活改善」の中で8つの小項目。①「生活用品の自給」②「貯金の奨励」③「時間の励行」④「壮丁検査並入隊營に関する事項」⑤「諸祝に関する事項」⑥「見舞いに関する事項」⑦「葬儀に関する事項」⑧「その他に関する事項（＊新盆、彼岸参りの供物は金銭で行うこと）」	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二の中で5つの中項目を立てる。「一、計画実行機関整備」「二、精神作興」「三、農業経営の改善」「四、農村教育」「五、生活改善」	「⑤諸祝に関する事項」の中でお祝いに関しては総領のみで行うことと記され、また「⑦葬儀に関する事項」では葬儀の手伝い人には本膳を廃止するなど具体的な方針の記述をしている。
	園部村	石岡市	「⑭農業経済の改善」の中で6つの小項目「イ、生活用品の自給統制」「ロ、貯金励行」「ハ、家計簿の記帳励行」「ニ、寄付奨励」「ホ、時間励行」「ヘ、生活の改善」。「ヘ、生活の改善」の中に6つの指針。要約すると「1、結婚披露宴は簡略に、招待客は親近者のみ、手伝いは動きうる者以外は遠慮する」「2、入退営の送迎は鎮守前で行う。当家で行い出費することないように。除隊土産は廃止」「3、年末年始虚礼廃止」「4、葬儀香典返しの廃止、村内会葬者に食膳供しない」「5、忌中払いの酒は葬儀においても五升以内にとどめ、寄贈品を記載した貼り紙を禁止する」「6、葬具は農事実行組合で所有し、共同使用を為すこと」	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二の中で7つの中項目。「①精神作興」「②基本調査」「③産業組合の設立」「④金融の改善」「⑤農業経営の改善」「⑥生産物の販売及農業経営用品の配給統制」「⑦農業経済の改善」
島名村	つくば市	「六、生活改善」の中に5つの小項目を箇条書きで記す。要約すると、「①結婚式披露の催しは質素に、招待客は近親者のみ」「②葬儀は簡略に、引き出物は廃止、手伝いは動きうる者以外遠慮する」「③入除隊の送迎は鎮守前において行い、当家に迷惑かけず。除隊土産は廃止。」「④自家醬油の醸造奨励」「⑤各種会合における時間は確守する」	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二の中で6つの中項目。「一、土地利用に関する事項」「二、自給肥料の奨励」「三、有畜農業の奨励」「四、副業奨励」「五、産業組合の設立」「六、生活改善」	各部落に経済更生実行組合を設置し、行政村が設置する経済更生委員会の下部組織にすると明記されている。
	筑波郡 田井村	つくば市	「五、生活改善」の中で7つの小項目。「①時間励行」「②冠婚葬祭 一、冠儀 二、婚儀 三、葬儀 四、祭儀」「③兵士の送迎に関する事項」「④記帳の実行」「⑤貯金励行」「⑥寄付奨励」「⑦その他の一般事項」	一、本村の概況 二、経済更生計画と2本立て。二の中で、5つの中項目で計画内容が記されている。「一、精神作興」「二、農業経営の改善」「三、生産物販売並に経営用品購入」「四、自家用醬油醸造奨励」「五、生活改善」。
豊村		つくばみらい市	「七、生活改善計画」の中にある「イ 改善計画」「ロ 実行案」の各々に小項目として「1、冠婚葬祭費の節約」「2、被服及び教育費の節約」「3、各種集合時間の励行」「4、予算生活の奨励」「5、住宅の簡易化」「6、小学校児童及び青年団の服装の統一」が記されている。	一、本村の概況 二、経済更生計画の2本立て。二の中で中項目が「①耕地に関する改善計画」「②主要作物栽培改良による増収計画」「③金肥節約自給肥料増産による増収計画」「④販売並に購買統制による増収計画」「⑤養蚕計画」「⑥副業計画」「⑦生活改善計画」「⑧社会教化計画」「⑨貯金計画」の中項目に分けている。各中項目ごとに「イ、改良計画案」「ロ、実行案」の小項目が立てられて述べられている。

農山漁村経済更生計画書に見られる生活改善指導と民俗的慣行

指定町村 郡 名 町村名		(現市町 村名)	「生活改善」に関する記載事項	「二、経済更生計画」で示され た書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
真壁郡	下妻町	下妻市	中項目「三、私経済の改善」のなかに小項目「四生活改善充実規約」が定めてある。この中で8項目に分けて申し合わせ事項が記される。要約すると概要は「一、大祭祝日の国旗掲揚」「二、会合共同作業における時間の励行」「三、年始回礼の廃止」「四、出生、七五三、節句等の祝時の贈答祝宴の廃止」「五、中元、歳暮普請見舞いの廃止」「六、入退宮の事」「七、婚礼の事」「八、葬儀の事」	一、本村の概況 二、経済更生計画の2本立て。二の中で中項目が「(一)自治の振興」「(二)教化の充実」「(三)民風作興」「(四)産業開発」の計画概要を各項目2～3行で示したあとに、改めて中項目を立てて、「一、更生計画実行期間」「二、農業経営の改善」「三(ママ)、購買購入統制」「三、私経済の改善」「四、社会事業施設」「五、商工業の経営改善」と分けられている。	全体で15ページで構成されており、長い。「生活改善申し合わせ規約」を制定し、各更生実行組合で徹底するように記されている。また「下妻町〇〇納税貯金組合規約」も掲載し、各実行組合単位で規約を周知するように記されている。
		川西村	「五、農家経営の改善」の中に生活改善事項の小項目が設定されている。小項目は「(一)生活用品の自給」「(二)貯金励行」「(三)家計簿の記帳奨励」「(四)時間励行」「(五)生活改善」「(六)産業組合の拡充」に分かれる。小項目「(五)生活改善」では具体的に6項目(結婚式の簡略化、入退宮時当家の出費制限、葬儀香典返しの廃止、忌中拂書の制限、年末年始の虚礼廃止、葬具は農家組合で所有し共同利用)の指針を記す。	一、本村の概況 二、経済更生計画の2本立て。二の中で中項目が「一、精神作興」「二、基本調査」「三、農業経営改善」「五、農家経営の改善」の四項目。(四、の項目が計画書には記載なし：筆者註)。	忌中払いの酒は「いかなる葬儀においても五升以内に止め」と有り、具体的な酒量の制限を記している。その他にも冠婚葬祭に関わる生活改善の指示は具体的である。
		伊讃村	報告書末に「伊讃村矯風会会則」を記載。第一条に「第一項 冠の部」「第二項 婚の部」「第三項 葬の部」「第四項 祭の部」「第五項 病氣、火災、天災、過失等災難の部」に分かれている。	一、本村の概況 二、経済更生計画の2本立て。二の中で中項目が「一、農業経営改善計画」「二、農家経営の改善」の2項目。生活改善関係は「二、農家経営の改善」の中で記載。ただし、報告書末に矯風会会則を記載し、それを実施することとする指示書きをしているのみである。	冠の祝いでは長男長女を対象に金五十銭あるいはそれに相当する物品と記載されており、金銭の目安が記されているところが特徴的。
結城郡	豊加美村	下妻市	「二、消費節約方面」の中に「(一)予算生活」「(二)改善を要する生活」の2つの小項目を立てる。「(二)改善を要する生活」のなかに、「イ、共同生活」「ロ、私生活」と分ける。「イ、共同生活」では「1、葬儀」「2、追善供養」「3、出産」「4、節句、帯解」「5、入宮除隊」「6、結婚式」「7、時間励行」に分け細かく記す。また「ロ、私生活」では「1、祖先崇拜」「2、時間的生活をなすこと」「3、酒、煙草を節すること」「4、醤油、味噌の自家製造をなすこと」と記されている。	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二の中で中項目は「一、産業経済方面」「二、消費節約方面」「三、社会教化方面」の3項目。	具体的な数量設定は産業経済方面の記載も含めてない。ただし、「社会教化方面」に関わる記述は教育、娯楽、保健衛生含めてこと細かに記述されている。ただし結婚式の費用は「収入の十分の二以下とす」と記し、ここは具体的な数値の目安を出している。「三、社会教化方面」に記載されている「(七)娯楽の改善を期すること」には、具体的な娯楽方法を「目より入る娯楽」「耳より入る娯楽」に分けて奨励する娯楽を具体的に記す。
		豊岡村	「(三)農家経済の改善」のなかに、「イ、時間励行」「ロ、冠婚葬祭の改善」「ハ、款送迎および贈答の改善」「二、生活用品の自給」「ホ、貯金の励行」の5つの小項目が記されている。	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二の中で中項目は「(一)精神作興」「(二)農業経営の改善」「(三)農家経済の改善」「(四)農村社会状態の改善」の4項目。	「(四)農業社会状態の改善」では、「農業労働の美風を涵養し、村民の融和、地主小作人間の親善融和、隣保共助等の美徳を発揚し、共存共栄の実りを挙げ本村をして安住の楽土たらしむるに努力する」と記す。

指定町村 郡 名 町村名	(現市町村名)	「生活改善」に関する記載事項	「二、経済更生計画」で示された書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴	
猿島郡	勝鹿村	古河市	「(内)生活改善の事項」の中に、3つの小項目で方針を具体的に記す。「イ、時間の励行」「ロ、冠婚葬祭は人生の大礼なれば、厳粛に試行すべきはもろんなれ共近時甚だ浮華に流れ農村疲弊の一因は儀礼費に在りと迄言われつつある現況に鑑み大に冗費と奢侈とを排除し先事項を実行ふること。」「ハ、兵士の送迎に関すること」	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二の中で中項目は「(一)主要農作物改良増殖」「(二)養蚕業の改良」「(三)自給肥料の普及徹底」「(四)販売統制」「(五)農業経営の改善」「(六)生活改善の事項」「(七)教育的方面更生事項」「(八)農村衛生改善事項」の8項目。	「(一)主要農作物改良増殖」は増産のための具体的な指標が述べられている。各作物ごとに品種の統一、農業技術の具体的な方法(施肥の方法、深耕の奨励、適宜刈り入れ時期の奨励など)が記されている。また「(四)販売統制」も、協同出荷販売の数量的な指針が記されていて具体的なものである。
	猿島村	境町	「六、社交の儀礼に於ける弊風の打破」のなかで、消費の合理化に関する申合を記した後に5つの小項目に方針を記す。「(イ)殊に時間を励行すること」「(ロ)年始の回礼は親近者に止めること」「(ハ)贈答品は殊に実用品又は金銭を以てすること」「(ニ)簡易製麵機の使用を奨励すること」「(ホ)自家用精米麦は自家製を奨励すること」	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二の中で中項目は「一、主要農産物増産計画」「二、副業の奨励」「三、自給持続の普及徹底」「四、物資の共同購入」「五、生産物の共同販売」「六、社交の儀礼に於ける弊風の打破」の6項目。	社交の儀礼に関しての指針が簡略ながらも具体的。また農産物の増産計画、副業の奨励など経済改善に関する指針は理念的ではなく具体的な方針が記されている。
	七郷村	坂東市	「(一)生活改善に就て」のなかで、「一、婚礼、紐解き、出初式等に就て」と「二、自給自足に就て」2つの小項目に分けて記す。「一、婚礼、紐解き、出初式等に就て」では、以下の2点を記す。ひとつは経費の半分以上を節約すること、もうひとつは村内のものに対して引き出物香典返しは撤廃すること。	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二の中で中項目は「(一)生活改善に就て」「(二)衛生思想の普及」「(三)自給肥料の増産奨励に就て」「(四)宅地の利用に就て」「(五)副業奨励に就て」「(六)病虫害の駆除予防に就て」「(七)労働時間の増加に就て」「(八)講習講話会の開催に就て」「(九)勤儉貯蓄に就て」「(一〇)産業組合の拡充刷新に就て」の10項目。	生活の改善指導に関して具体的な指針を示しており、また更生計画の筆頭に生活改善をおいているところが特徴的。自家製品の作り方についても具体的な指針が記されている。
北相馬郡	山王村	取手市	「(四)生活改善の励行」のなかで7つの小項目。「イ、婚礼に関する事項」「ロ、葬儀に関する事項」「二、冠儀に関する事項」「ホ、時間励行に関する事項」「ハ、兵士の送迎に関する事項」「ト、貯金に関する事項」	一、本村の概況、二、経済更生計画の2本立て。二の最初に「更生計画実行期間は左の如し」と記し「(一)会長」「(二)更生実行組合」「(三)各種機関」と中項目を立てて整理する。そのあと「更生計画要綱左の如し」と記し「(一)自力更生精神の作興」「(二)農業組合の増設普及」「(三)農会活動の促進」「(四)生活改善の励行」「(五)農業教育の実際化」の中項目を立てて整理する。	農業生産に関わる数量的目標設定はなく、理念を中心とした更生計画。「(四)生活改善の励行」にある「イ、婚礼に関する事項」では「三つ目祝を廃すること」と記されている。
	高須村	取手市 (一部龍ヶ崎市)	「一〇、生活改善」の中で、冒頭で3つの格守すべき目標設定「(一)尊農思想善導」「(二)無駄排除」「(三)緊縮同盟会規約の励行」を記す。その上で1930(昭和5)年に制定した「尊農思想善導無駄排除緊縮同盟会規約」を掲載し、詳細に生活改善指針を示す。規約第4条に具体的な実行内容が記される。要約すると「一、集合時間を守ること、何事においても勤労をいとわぬ事」「二、何事においても質素に努め、浮華を避ける」「三、寄付の申し込みは受けないこと」「四、無駄排除に要する事項は部落実行委員の協議により実行すること」を記す。	一、本村の概況 二、経済更生計画の2本立て。二の中で中項目は「一、米麦の改良増殖に関する事項」「二、自給肥料の増産および金肥の節減」「三、土地利用の奨励」「四、蔬菜栽培並共同出荷の奨励」「五、桑園の改植増収」「六、加工の奨励」「七、農家経済の改善」「八、生産物共同販売および肥料の共同購入」「九、其他事項」「一〇、生活改善」の10項目。	たとえば規約第4条の「何事にも質素を旨とし努めて浮華を避くる事」では、尺立飯、七五三盃を絶対に廃止することと記し、徹底した指針を出している。

農山漁村経済更生計画書に見られる生活改善指導と民俗的慣行

指定町村 郡 名 町村名	(現市町村名)	「生活改善」に関する記載事項	「二、経済更生計画」で示された書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴	
東茨城郡	岩船村 (山村)	城里町	「四、生活改善に関する事項」の中で6つの小項目を立てる。「(一)各集会は時間の励行をすること」「(二)冠婚葬祭の改善」「(三)入、退宮者送迎方法の改善」「(四、納税組合を設置すること」「(五、貯蓄組合を設置すること」「(六、衛生組合の活動促進」。	一、本村の概況、二、経済更生計画の二本立て。二の中で中項目は、「一、林業経営に関する事項」「二、農業経営に関する事項」「三、道路愛護の件」「四、生活改善に関する事項」「五、精神作興に関する事項」の五項目を立てた後、報告書末に「計画の実施方法」について実行する組織の説明を記す。	新年の挨拶に於ける「謹い初め」に関して、「謹い初めと称し飲酒することを廃止する」と記し、飲酒規制が具体的。
久慈郡	上小川村 (山村)	天子町	「四、農家経済の改善」において、3つの小項目「(イ)産業組合設立」「(ロ)大小麦の共同受検並共同販売」「(ウ)生活改善」を記す。	一、本村の概況、二、経済更生計画の二本立て。二の中で中項目は「一、精神作興」「二、林業経営改善」「三、農業経営の改善」「四、農家経済の改善」の4項目。	(ハ)生活改善では「協定せる保内十ヶ町村社交儀礼改善事項の励行を期すること」とあるが、具体的な改善事項の記載はない。
那珂郡	湊 町 (漁村)	ひたちなか市	「二、教化の充実」の中にある「一、教化に関する事項」において、「(三)時間励行」「(四年賀回礼廃止」が記されている。	一、本町の概況、二、経済更生計画の二本立て。一の中で町是を記し「一、自治報告」「二、教化の充実」「三、民風作興」「四、産業の開発」「五、保健衛生」に分けて記される。二の中では「一、教化に関する事項」「二、漁業に関する事項」「三、農業に関する事項」「四、その他の事項」の4つの中項目。二の中で「其の一 漁業増殖対策」「其の二 漁業経営一般対策」を記す。	漁業経営に関する具体的な指針が計画書の中心。風習に関わる具体的な指針は事細かに記載せず。
多賀郡	豊浦町 (漁村)	日立市	「四、生活改善」の中で「(一)時間励行」「(二)冠婚葬祭はきわめて質素を旨とすること」「(三)諸祝の贈答を改善すること」の3つの小項目。	一、本町の概況、二、経済更生計画の二本立て。二の中で中項目は「一、教育的事項」「二、農業計画要項」「三、漁業計画要項」「四、生活改善」の4項目。	諸祝の贈答の改善においては、羽子板、破魔弓、雛、幟などの贈答は長男長女に限るなど記されており、第一子のみの祝いでおさえるべき指針を記載している。
久慈郡	久慈町 (漁村)	日立市	「三、生活改善事項」のなかで11の小項目で留意点を記す。要約すると「(一)時間の励行、業務に精励、集会の時間は守り不参のないこと」「(二)大祭日は国旗掲揚、町例祭は質素にして意義あるものに」「(三)元旦の礼は氏神に集合して行い、個人の回礼は全廃すること」「(四)入退宮の壮行会などは氏神において行い酒食はせずまた土産物頒布はしない」「(五)出産節句の贈答は質素に、長男長女に限る」「(六)婚礼の調度祝宴は質素に、衣装みせは絶対に廃すること」「(七)上棟式、厄日待ちはもっとも簡素に行う」「(八)病氣見舞いは可及的なものを、家普請の進物は簡素に、日待ちは全廃」「(九)区外の寄付、押し売り、芸人、物貰いに一切応じない」「(一〇)葬儀では実行委員と相談しながらすすめる」「(一一)失火後の灰寄せは組内にて行う」「(一二)冠婚葬祭での費用は節約し、そのぶん教育費、救済費に寄付すること」「(一三)前項に掲げている他は分限を守り執行する場合は実行委員に相談をして程度を定めること」	一、本町の概況、二、経済更生計画の2本立て。二の中で中項目は「一、漁業に関する事項」「二、農業経営に関する事項」「三、生活改善事項」「四、自治の振興」の4項目。	「一、漁業に関する事項」の中にある小項目に「二、弊風の打破」があるが、その中に「同心棒の廃止」が記されている。